

# 令和7年度ガソリン単価契約仕様書

公益財団法人長野県産業振興機構

## 1 適用範囲

本仕様書は、公益財団法人長野県産業振興機構の長野市内事務所におけるガソリン単価契約に適用する。  
なお、本仕様書に明記されていない事項については、受注者と発注者が協議の上、定めるものとする。

## 2 調達物品名

レギュラーガソリン

## 3 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## 4 納入場所、納入方法及び納入数量等

納入場所：受注者の給油所

納入方法：車両ごとに受注者が発行する給油カードにより給油することを原則とする。なお、給油カードの発行前については、受注者と発注者が協議する。この場合車両ごとの給油量がわかる方法による。

納入予定数量（年間）：12,700リットル

※納入予定数量は、単価設定のための目安であり購入を約束するものではない。

## 5 代金の支払い

売買単価契約第4条の規定に基づき、代金の支払い請求を行う場合は、月合計額を請求するものとする。（1円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。）

代金は月ごとに支給し、請求書には車両ごとの給油明細書を添付すること。

## 6 その他

- （1） 公益財団法人長野県産業振興機構（長野市若里一丁目18番1号）から半径3.0km以内に受注者が有する給油所で給油ができること。
- （2） 受注者は、契約締結後速やかに担当者、連絡先当を報告すること。
- （3） 契約者は、給油カードを別途指定する日までに発行すること。（17枚を予定）
- （4） 給油カード発行前に給油する場合、車両ごとの給油量がわかる方法で給油が可能なこと。
- （5） 給油時には、納品書を発行すること。
- （6） 契約単価改定は、原則として改定月の初日に行うものとし、改定回数は各月1回を限度とする。